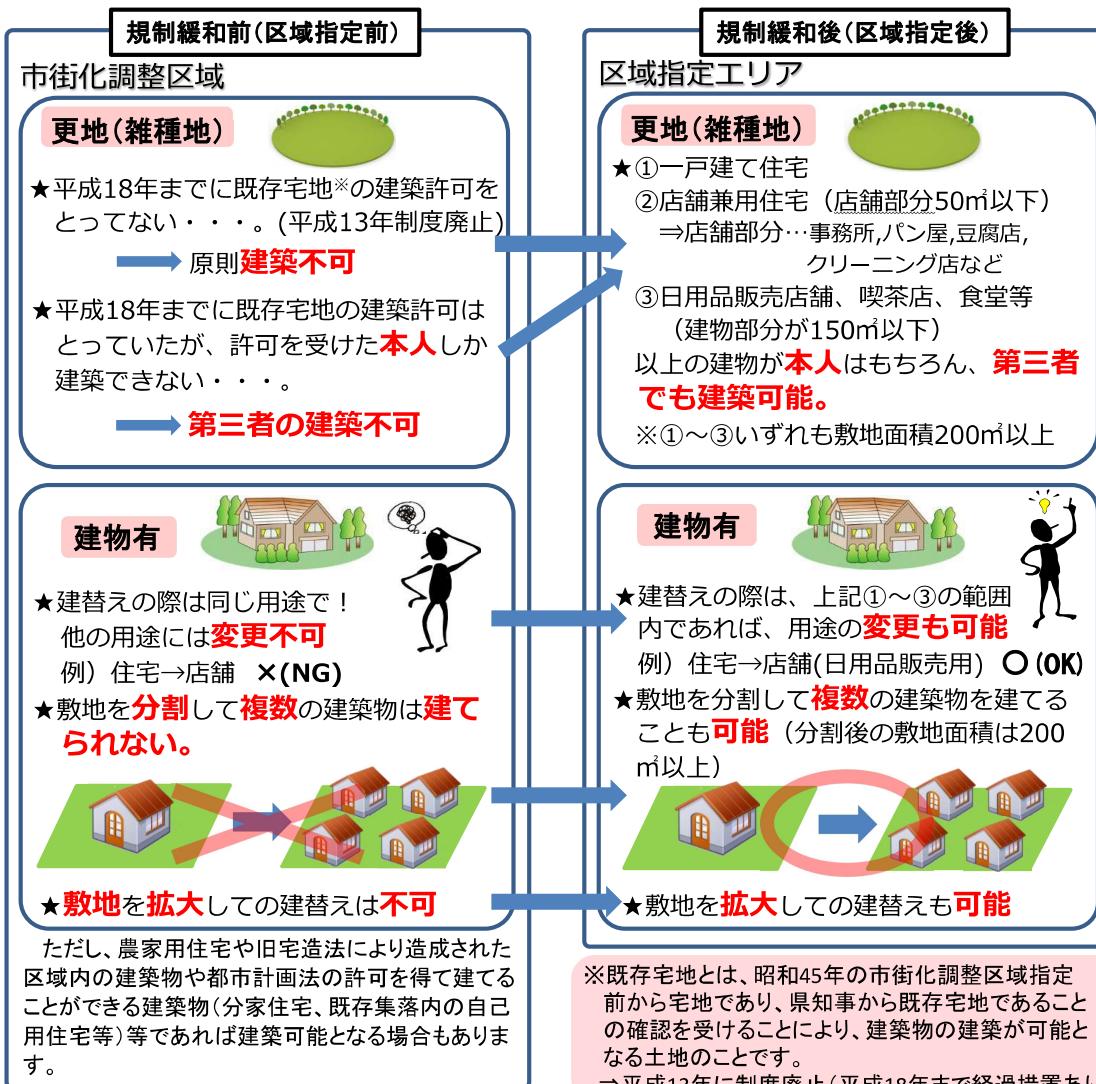


篠内地区の建築規制の緩和

篠内区は、市街化調整区域に指定されており、建築物の建築規制が厳しい地域となっています。そこで、市は県開発許可条例による区域指定を行い、指定する区域内における建築規制を一部緩和しました。

■区域指定エリアは、建築規制の一部が緩和されます



注意していただきたいこと

- 区域内の**建物が建っていない**宅地や**雑種地**については、資産価値が上がるため、**固定資産税が上がり**ます。
- 指定区域内での開発や建築行為には、諸法令に基づいた許可（開発許可、農地転用許可等）が必要です。

<篠内地区>

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

第6条第1項第1号イ

告示日（福岡県告示）平成26年3月25日

建築できる用途	
①一戸建て住宅	
②店舗兼用住宅 (住宅以外の床面積 50 m ² 以下かつ延べ面積の 1/2 未満)	建築基準法施行令 第130条の3 第1号から第7号
・事務所 ・日用品販売店舗、食堂、喫茶店 ・理髪店、美容院、クリーニング店、質屋、貸衣装屋、 貸本屋など ・洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店 など ・自家販売のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など ・学習塾、華道教室、囲碁教室など ・美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は 工房	
③店舗、飲食店など (床面積が 150 m ² 以下かつ 2 階以下)	建築基準法施行令 第130条の5の2 第1号
・日用品販売店舗、食堂、喫茶店	
建蔽率	60 %
容積率	200 %
最低敷地面積	200 m ²
高さ制限	12 m
外壁後退距離	1 m

※ **長屋住宅、共同住宅、寄宿舎**は建築できません

篠内地区指定区域図

